

域外消費型商店街等支援事業費補助金 Q & A

	質 問	回 答												
1	事業の対象となる商店街とは	小売店、飲食店及びサービス業等を営む事業所が近接して集積している地域において、その事業所が参加し、意志決定のできる団体												
2	任意団体やまちづくり会社が事業実施主体でも補助対象となるか	商店街の活性化を目的とした事業を実施する場合は、補助対象となりうる。個別に相談いただきたい。												
3	域外消費型商店街推進事業と生活支援型商店街機能強化事業の違いは	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="width: 25%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">域外消費型</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">生活支援型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象事業</td> <td>域外からの誘客と消費獲得を目指す取組※プランに記載のある事業であること</td> <td>地域住民の生活を支える商店街の取組</td> </tr> <tr> <td>プランの作成</td> <td style="text-align: center;">要</td> <td style="text-align: center;">不要</td> </tr> <tr> <td>補助期間</td> <td style="text-align: center;">最大3年間</td> <td style="text-align: center;">単年度のみ</td> </tr> </tbody> </table>		域外消費型	生活支援型	補助対象事業	域外からの誘客と消費獲得を目指す取組※プランに記載のある事業であること	地域住民の生活を支える商店街の取組	プランの作成	要	不要	補助期間	最大3年間	単年度のみ
	域外消費型	生活支援型												
補助対象事業	域外からの誘客と消費獲得を目指す取組※プランに記載のある事業であること	地域住民の生活を支える商店街の取組												
プランの作成	要	不要												
補助期間	最大3年間	単年度のみ												
4	補助金はこれまで何度も実施しているイベント等も対象となるか	対象とならない。原則継続事業は対象外とするが、継続事業であっても新規要素がある事業であれば補助対象となり得る。												
5	生活支援型商店街機能強化事業を活用した事業実施主体が、推進プランを作成し、域外消費型商店街推進事業を活用してもよいか	活用してよい。域外消費型を目指す商店街が、必ずしも地域住民の生活を支える商店街でないわけではない。そのため、推進プラン内に生活支援型の事業が含まれることもあり得る。ただし、Q3のとおり、推進プラン内に記載されていても地域住民の生活を支える取組については生活支援型とし、単年度のみ補助となる。質問の場合においては、推進プランを作成後、生活支援型商店街機能強化事業を活用した事業については補助できない。												

	質 問	回 答
6	域外からの誘客及び地域住民、どちらも事業の誘客対象とする事業は、どちらで申請したらよいか	Q3のとおり、両事業の違いに注意して、目的意識の強い方で申請していただければよい
7	域外消費型商店街等支援事業と生活支援型商店街機能強化事業を同じ年度に申請してもよいか	申請してもよい。ただし、1事業実施主体あたり、県補助金上限額は両事業合わせて200万円までとする。
8	補助金はイニシャルコストだけでなく、ランニングコストも対象となるか	家賃、人件費等のランニングコストは対象外
9	各種契約料等の初期費用は対象となるか	対象とする（プロバイダ契約料（加入料）、賃借の敷金・保証金等。ただし、土地の取得・使用・造成・保証に要する経費は対象外）
10	商品券やクーポン券作成は補助対象となるか	商品券やクーポン券の印刷代は補助対象となり得るが、当該券面額の補填額は補助対象とはならない
11	プランの始期が年度の途中であった場合、プランの期間中、年度で言うと4か年活用できるのか	できない。補助金申請は年度で3か年までとする。
12	国の補助事業を活用した場合、県の補助金は活用できないのか	活用できる。国庫補助金額を差し引いた補助残額を本事業の対象経費とすることができる。
13	実施要領第7条の推進プランの状況報告とはどのような内容を報告すればいいのか	推進プランを承認している市町村あて、別紙1、2を年度終了後2ヶ月以内に提出するよう別途依頼する。

	質 問	回 答
14	実施要領様式第5号、交付要綱第2号様式事業計画書の「事業の効果」とは何を書くのか	事業実施後の商店街内の集客や売上等に関する目標値を設定し、記入する。目標値は、事業実施による効果を図れるもので、実績報告までに測定できるものとする事。
15	実施要領様式第4号の添付書類とは、何を添付したらよいのか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街位置図 ・ 事業実施主体の定款、役員名簿（商店街活性化団体かどうか等を確認するため） ・ 事業実施位置図 ・ 市町村予算の措置状況が確認できるもの ・ 免税事業者届出書（免税事業者の場合） ・ 推進プラン様式第2号の1コピーに、今回要望事業部分にしるしをつけたもの
16	交付要綱第3条第1項（4）その他知事が必要と認める書類とは（交付申請時の添付書類）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施位置図 ・ 支出予算に計上した金額の根拠となるもの（参考見積、支出金額の規定等） ・ その他事業内容のわかる添付書類 ・ （ハード事業の場合）工事図面、設計書等 ・ （直接補助の場合）市町村の補助金交付要綱、交付決定書の写し
17	交付要綱第9条第1項（7）その他知事が必要と認める書類とは（実績報告時の添付書類）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相見積（10万円以上の支出の場合） ・ 事業の効果の根拠資料（アンケート集計結果等） ・ 市町村から事業実施主体への支払が確認できるもの（支出命令書等） ・ （市町村から事業実施主体への支払が概算払の場合）市町村補助金の額の確定通知書 ・ （ハード事業の場合）工事写真、工事前後写真 ・ （ソフト事業の場合）事業実施中の写真